

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>1 賦課決定 地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に岡崎市に居住する者に対して、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下、「個人住民税」という。)であり、所得税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書(以下、「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に、個人住民税を計算し賦課決定する。</p> <p>2 賦課、徴収 (1) 個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、市区町村が課すことのできる市区町村民税(以下、「市民税」という。)と、都道府県が課することのできる都道府県民税(以下、「県民税」という。)が存在する。 (2) 市民税及び県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定する。 (3) これらは、税制改正により必要に応じて見直しが行われている。 (4) 県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 (5) 口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。 (6) 過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。 (7) 納期限を経過して課税額の納付がない者に対して督促状を送付する。 (8) 督促後、納付がない者の財産を調査し、滞納処分を行う。</p> <p>3 特定個人情報ファイル 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1) 課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) (2) 納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等) (3) 個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認 (4) 他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 (5) 課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) (6) 個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) (7) 法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転</p>
③システムの名称	<p>1. 個人住民税システム 2. 収納システム 3. 滞納システム 4. 中間サーバコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 5. 中間サーバ 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム(eLTAX) 8. 住民基本台帳ネットワークシステム 9. 宛名管理システム 10. 課税資料イメージ管理システム 11. 申告書作成システム 12. 確定申告書管理システム 13. データ連携基盤(庁内連携システム) 14. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1 課税情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1第16項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財務部市民税課、納税課	
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-7223)、納税課(0564-23-6123)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) (略)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) (略)	事後	
平成29年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号法別表第2における情報提供の根拠) (略) ・番号法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条及び第59条) (番号法別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) ・番号法別表第2の27の項の主務省令で定めるものを定める条項(第20条)	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号利用法別表第2における情報提供の根拠) (略) ・番号利用法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条及び第59条の2) (番号利用法別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) ・番号利用法別表第2の27の項の主務省令で定めるものを定める条項(第20条)	事後	
平成29年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 池野 肇、納税課長 青山 恭久	市民税課長 鍋田 志郎、納税課長 竹下 正昭	事後	
平成29年2月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,8,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,120の項) ・番号利用法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条及び第59条の2)	(略) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117(未施工),120の項) ・番号利用法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務部市民税課	財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	税務部市民税課	財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	税務部市民税課	財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1第16号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条 第1項 別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	誤字の修正。重要な変更該当しないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号利用法別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117(未施工),120の項) (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項 (略) (番号利用法別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項 (略) (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) ・番号利用法別表第2の27の項の主務省令で定めるものを定める条項 (略)	1 番号利用法第19条第7号第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号利用法別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項 (略) (番号利用法別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項 (略) (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) ・番号利用法別表第2の27の項の主務省令で定めるものを定める条項 (略)	事後	法律の項の修正。重要な変更該当しないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	市民税課長 鍋田 志郎、納税課長 竹下 正昭	市民税課長、納税課長	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
令和2年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 賦課決定 ～略～、確定申告書～略～。 2 賦課、徴収 略 3 特定個人情報ファイル (1)～(2) 略 (3) 個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) (4) 他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) (5) 課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) (6) 略 (7) 岡崎市市税条例に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転	1 賦課決定 ～略～、所得税申告書～略～。 2 賦課、徴収 略 3 特定個人情報ファイル (1)～(2) 略 (3) 個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認 (4) 他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 (5) 課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) (6) 略 (7) 法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転	事後	事務の内容に変更はないが、分かりやすい表現に変更した
令和2年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1～3 略 4 中間サーバーコネクタ(統合宛名管理システム) 5 中間サーバー 7 国税連携システム 8～14 略	1～3 略 4 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 5 中間サーバ 7 国税連携システム(eLTAX) 8～14 略	事後	システムに変更はないが、分かりやすい表現に変更した
令和2年10月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 課税対象者情報ファイル 2 課税資料ファイル 3 課税台帳情報ファイル 4 収納情報ファイル 5 滞納情報ファイル	1 課税情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル	事後	データテーブルの認識に誤りがあり情報ファイルを整理したため。
令和2年10月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 略 (番号利用別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) ・番号利用別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3) (番号利用別表第2における情報照会の根拠) 略 (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) 略	1 略 (番号利用別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) ・番号利用別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2及び第59条の3) (番号利用別表第2における情報照会の根拠) 略 (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) 略	事後	法令の改定によるもの
令和2年10月1日	II しいくい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和2年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号利用法別表第2における情報提供の根拠) 略 (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) 略 (番号利用法別表第2における情報照会の根拠) 略 (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) 略	1 番号利用法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号利用法別表第2における情報提供の根拠) 略 (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) 略 (番号利用法別表第2における情報照会の根拠) 略 (内閣府・総務省令における情報照会の根拠) 略	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1第16項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1第16項	事後	
令和4年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成27年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「内閣府・総務省令」という。) (番号利用法別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.31.34.35.37.38.39.4.0.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.14.115.116.117.120の項) (内閣府・総務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項の主務省令で定めるものを定める条項 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2及び第59条の3) (番号利用法別表第2における情報照会の根拠)	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.31.34.35.37.38.39.4.0.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.14.115.116.117.120の項) 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.14.115.116.117.120の項)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.14.115.116.117.120.121の項)	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和3年3月31日時点	令和5年1月1日時点	事後	